

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における
課題整理状況
(第43回 全体会 資料)
2024/12/4

分冊⑥

【分冊①～⑤に含まないまたはカテゴリ分けされていない課題】

※課題No. 下の()内は課題提出年度

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26)	高次脳機能障害の方の 日中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。 高次脳機能障害は脳の損傷箇所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。 通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。（東区24）	移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。	【課題整理済】 ・「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けて方向性を整理する予定。 ・平成28年度、「障がいのある方の移動の支援に関するアンケート」を委託相談を対象に実施。 ・運営会議内に移動に関するワーキングチームを設置することを決定。活動内容は主に課題整理と課題解決へ向けての方向性の提案とする。ワーキングチームからの提案内容については、運営会議で検討する。活動期限は、まちづくり推進会議への課題の提案と次期障がい者プランの見直し、方向性の提案を行うまで。（平成30年6月運営会議にて、チームメンバー等決定）	・第28回札幌市自立支援協議会全体会で、移動に関する課題についての重点項目などが承認され、移動に関する全市的検討会の設置を新「さっぽろ障がい者プラン」に盛り込むよう働きかけ。 ・福祉のまちづくり推進会議で、自立支援協議会から出ていた課題について取り上げられないかという議論がされたが、具体化には至らず。（№18と26にも関連の記載あり） ・運営会議（H30.12）にて移動に関するプロジェクトチーム立ち上げに向けてのワーキングチームよりプロジェクト趣旨、構成員について提案。プロジェクト立ち上げを運営会議にて決定。第32回全体会でプロジェクトチームの承認を目指す。 【令和元年度】 ・第32回全体会（R1.5月）にて、移動に関するプロジェクトチームの設置承認。障がいごとの移動に関する聞き取り調査、課題整理等を行い、障がい者プランへの提案を目指す。 ・移動に関するプロジェクトチームで、障がいのある方の移動に関する課題、移動の際に工夫していることを把握するため、移動に関するアンケート調査を実施し、「さっぽろ障がい者プラン2018」改定に提案。 【令和2年度】 ・令和元年度に行なった移動に関するアンケート調査のまとめをし、改めて移動課題についての整理を行なっている。福祉のまちづくり推進会議にプロジェクトのまとめを報告。 ・第35回全体会（令和2年12月）にて移動に関するプロジェクトチームのまとめ報告及びプロジェクトチームの終了について承認。残された課題については、運営会議にて継続検討とする。	主：移動 副：支援 技法・障害特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
41 (H26) つづき				【令和3年度】 ・第36回全体会(令和3年6月)にて、移動に関するプロジェクトチームの最終報告書を札幌市のホームページに掲載することを決定。今後も報告書については、移動に関する困り事や工夫について周知するときに結果を利用することを依頼。残された課題について解決へ向けての検証の場を引き続き運営会議や自立支援協議会の中に行っていくことを承認。 ・第37回全体会(令和3年12月) 移動プロジェクトの成果(報告書)については運営会議で継続的に確認。各地域部会でも活用してもらうように地域部会連絡会で報告・依頼している。報告書の内容についても協議会会長で引継ぎがされ、障がい者プランで検討してもらえるものは検討してもらうように働きかけていく。 【令和4年度】 ・第39回全体会結果(令和5年12月8日) 移動プロジェクトチームの取組結果をさっぽろ障がい者プランに提言することについて承認される。 ・運営会議結果(令和5年3月16日) 「札幌市自立支援協議会における障がいのある方の地域生活におけるこれまでの地域課題と協議会での取組み」として、協議会の提言・意見、取組み内容を令和6年度改正予定のさっぽろ障がい者プラン策定検討に関わる障がい福祉課担当部署に提出した。 【令和5年度】 ・第40回全大会結果(令和5年6月21日) さっぽろ障がい者プランの改訂へ向けて、自立支援協議会よりプラン策定に関わる課題等について提言を札幌市施策推進審議会 計画検討部会に行っていくということを確認した。 ※令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障がい者計画の基本施策1に「バリアフリー環境の整備」が示された。建築物のバリアフリーや移動のバリアフリーについての新規事業がいくつか示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf ※また、福祉のまちづくり推進会議においては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル改訂など、バリアフリーに関する検討がすすめられた。 https://www.city.sapporo.jp/fukushi/suishin/shiryou/shiryou.html ⇒協議会から提言された内容について、一部取り上げられている現状がある。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
5 (H24)	養護学校からの帰りに、児童デイに通わせたいが、家族が仕事などで送迎することができないため困っている。私的契約で送迎サービスを行っている児童デイの事業所は少なく、あったとしても既に定員がいっぱいである。一方、福祉輸送サービスだと割高で利用できない。（東区5）	●障がい児の通学・通所に利用できる送迎サービスの充実を図る。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（教育分野など）とも連携し、解決策を検討する。 ●児童デイサービス事業所のあり方について本質的な議論を行う。	【課題整理済】41の見解と同じ ・福祉の問題、教育の問題という分け方ではなく、また普通教育と特別支援教育の問題と移動の確保の問題は別の問題。 ・福祉と教育の現場レベルの意見交換があってもよい。プロジェクトを作って現場レベルの担当者が非公式で話し合っても良いと思う。子ども部会でも同様の問題が出ている。 ・No.11の学内のボランティアの問題も含め、考える。 ・石狩管内特別支援教育ネットワーク連絡協議会には、障がい別（視覚、聴覚、知的、肢体不自由（旧札肢ネット）、病弱）と地域別（東、西、南、北）に部門を分けて関係機関との連携構築などに取り組んでいる模様。 ⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行った（25年度実施、26年度から子ども部会にて引き継ぎ検討。また移動に関する課題の一つとしても、41の見解のとおり検討も進める）	【東区との意見交換結果】 ・学校の敷居が高いと感じている。実現したら連携が進むのではないかと期待している。 【参考】 ・障害者総合支援法の改正（平成30年度施行）により、障害福祉サービス等の情報公開制度が創設。項目に「利用者の送迎の実施」があり。 ・運営会議（H30.12）⇒No.41の記載と同様 【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動 副：教育

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
9 (H24)	・移動困難者の通学・通勤・通所が保証されていない。 ・東区は地下鉄沿線外の移動（交通）が不便である。（東区9） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●障がい者の移動の自由を確保するため、移動支援事業の対 象要件の見直しを検討するとともに、送迎付きの事業所が増 えるような施策を検討する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	【課題整理済】41の見解と同じ 東区だけの課題ではなく、全市的な課題と認識されるた め、以下の流れで、課題解決や情報共有を進める。 【第1段階】 各区地域部会が、各部会の開催時等できるだけ速やかに、 各区で障がい者の通勤・通所に関して課題になっていること 及び各区またはある地域で工夫している事例を集め、まちの 課題整理プロジェクトチームへ報告する。 【第2段階】 まちの課題整理プロジェクトチームが、上記課題及び工夫 点を集約して、それぞれの課題について、解決策を考える部 会ごとの役割分担を行い、課題及び解決策をまちの課題整理 プロジェクトチームがまとめて、協議会全体で共有及び全体 会（運営会議）に報告する 想定される課題は、移動支援の要件、交通費助成、各事業 所や地域での工夫、実際の対応など ※通学の課題は「福祉と教育の私的勉強会」に委ねる	・地下鉄沿線外等、本人のみならず、環境が原因となっていることも大き い。 ・通所の送迎加算は通所人数に応じて設定されているが、送迎1件あたりに 平均しても150円。 ・雪国という事情も勘案して特区があってもよいのではないか。制度の話 ではあるが、国に訴えていく要素もある。 【令和元年度～令和5年度】 ・No. 41の記載と同様。 【参考】 ・札幌市では、令和4年度から、重度の障がいのある方の雇用の促進を図 ることを目的に、重度の障がいのある方の通勤支援や職場等における支援 を実施するため「札幌市障がい者就労支援事業」が開始された。 （令和6年4月一部改正）支援計画書作成支援費について追加 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/syurou/zyuudosyougaisyasyuurousien.html	主：移動 副：教育

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
16 (H24)	障がい児の通学に関して、移動介助が必要なケースに対する支援の必要性。（東区16） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	●市に、移動支援事業の拡大、その他の施策の実施、ガイドラインの柔軟な運用を求める。 ●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（子育て分野など）とも連携し、解決策を検討する。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動 副：教育
19 (H25)	障がい児の通学に関して、移動支援が必要なケースに対する支援の必要性。（相談1） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	・移動支援の通学利用に関わる利用条件が限定的。 ・経済的に負担の少ない通学に使える移動支援の社会資源がない。	【課題整理済】41の見解と同じ	【令和元年度～令和5年度】 ・No.41の記載と同様。	主：移動 副：教育
34 (H25)	○対応区によってサービスの決定内容支給量に違いがあり、どの基準により支給されているのか不透明な部分がある。 ○区によってサービス決定の違いがある現状を改善してほしい。 ○現在の福祉サービスの支給量では足りないケースが多いため、支給量の増加について札幌市において検討してほしい。 ○また国への支給量増加に対して提言を行ってほしい。 ○区分認定結果に違いがありすぎる。（手稲区5）	●各区によって福祉サービスの支給決定内容を統一してほしい（特に居宅ヘルパーの時間数） ●支給量の増加 ●申請から審査結果が出るまでの期間が空いてしまうので、ある程度利用開始日の目安や、選っての決定が出されるとサービス利用も早くから進められる	【課題整理済】 ・「行政の仕組み」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討中。まずは、行政の仕組みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がなかったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象としたアンケートと、区役所を訪問してのインタビューも実施し、行政の困り感を把握と、研修などの枠組みを検討していく予定。各区地域部会で、年に1回以上行政との情報交換や悩み交換の企画開催を、地域部会連絡会で提案した。	・全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会」が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定について論点の一つとなっている。 ・平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/documents/arikatakentouka_i_ikensyo.pdf ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することとなった。	主：行政 の仕組み

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
74 (H27)	障がい者虐待対応について 札幌市障がい者虐待相談窓口の夜間・休日の緊急連絡先に連絡したが、返事があるまで2時間も待たされたのち、緊急一時保護となった。なお、警察にも被害届を出し、精神科の医師の診察も受けている。 障がい者虐待の緊急一時保護としてどうにか一泊させてもらえたが、ショートステイなどで部屋が空いていなければ、行くところもないところであった。どの施設においてもベッドを提供しているだけで、精神的にフォローする人は誰もいなかった。(東区) ※個別ケースのため詳細は記載しません。	〇いつ起こるか分からない障がい者虐待に対し、スムーズに対応できる体制が必要であり、障がい者虐待対応のマニュアルが整備されているはずだが、今回の事例では機能していなかった。 〇虐待を受けた人を、速やかに保護できる場所を整備する必要がある。 〇虐待を受けた人に対し、精神的にフォローできる人を配置する必要がある。 〇今回は、通所している事業所が中心となって、どうにか保護できたが、支援者がいない場合の対策を考えて欲しい。 【部会の意見】 虐待を受けた障がい者の精神的フォローのため、精神科受診を最優先すべき。 障がい者が孤立しないため、虐待の温床にしないため、障がい者が外部とのつながりを保つことが大切で、虐待に限らず根本的な課題である。	【課題整理済】 障がいへの対応を、DV防止法の仕組み、犯罪被害者への対応などにも広める必要もある 弁護士や行政を含めて、法律と対応の可能性の整理をした い 障がい福祉課の担当者にも伝える そもそも、単身生活している障がいのある方がどこにどれくらいいるのかが分からない ～札幌市も平成28年に、住基や障害者手帳、介護保険、D Vなどのシステムが一つになる予定 市東区地域部会での進捗もあれば、まちプロに情報提供をお願い。 札幌市の障がい者虐待防止ネットワーク設置 ※他の「行政の仕組」課題とは別の対応をする	・性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）を訪問し、意見交換。 ・さくらこの方を講師とした、区役所の担当職員等を対象とした研修開催。 <u>【虐待防止ネットワーク会議】</u> ・ <u>継続的に開催中。(～令和6年度継続中)</u> ・区担当職員の研修の開催については未確認。 【令和元年度】 ・令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。 【令和2年度】 ・札幌市要保護児童対策地域協議会より各区地域部会へ会議への出席を求める動きがあった。 【令和4年度】 ・自立支援協議会好事例集にこの課題に関する取組みについて掲載された。 【令和5年度】 ・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策1に「差別解消・権利擁護の推進・虐待の防止」が示されている。 <u>【令和6年度】</u> <u>(参考) 令和6年4月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化された。</u> <u>精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければなら</u> <u>ない。業務従事者は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いは受けない。業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者は、</u> <u>その旨を都道府県に届け出ることができる。(精神保健福祉法第四十条の三)</u>	主：行政 の仕組

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
79 (H28)	①障がい者虐待の事例 (40代、身体障がい／事業者からの経済的虐待疑い) 支援の実施者が市外。グループホームに居住。事業者からの経済的虐待の疑いがある事例。 区に報告した後、特に情報がなくどのように取り扱われているかがわからない。 マニュアルの解釈のしかたに違いがあるように感じる。 そのため、支援の方向性にもずれが出てくる。 ②児童虐待の事例 (母：30代、精神／長女：小4／長男：小3、療育B／次男：3歳／三男：0歳) 定期的に児相、区、保健センター、学校、保育園、福祉サービス事業者と個別支援会議を開催している事例。 要保護児童対策協議会と個別支援会議の間での情報の取り扱い方がわからない。 (個別支援会議の情報は必然的に要対協にあげられるが、要対協での内容は個別支援会議には下りてこない。) 【相談】	【課題】 行政機関と障がい福祉サービス事業者 (相談支援事業所含む) 間の情報の取り扱い方と守秘義務の考え方について。 【考えられる解決策】 ・行政との障がい者虐待防止研修開催 ・個別支援担当主査と相談支援事業所で勉強会 (虐待対応マニュアルの解釈、役割や実際の動き方について) 必要に応じてマニュアルの見直しも検討。	【課題整理済】 34の見解と同じ ・課題意識を伝え、行政内部での課題検討を ・事業者側の制度理解も必要	【虐待防止ネットワーク会議】 ・No.74の記載と同様。 【令和元年度～令和2年度】 ・No.74の記載と同様。 【参考】 「障害者虐待防止の更なる推進」について 運営基準に以下の内容を令和4年度より義務化された。 ①従業者への研修実施 ②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置すると共に、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する ③虐待の防止等のための責任者の設置 ⇒令和6年度 障害者総合支援法改正において、①～③の施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算を創設。 【令和6年度】 ・No.74の記載と同様	主：行政 の仕組み
100 (H29)	視覚障がいの方に区役所から送付される書類 (サービス更新のお知らせ等) について、点字印刷されたものが送付されており点字を習得されている方の大きな助けになっているが、視覚障がいの方の中には、中途障がいの方も多く、点字習得されていない方も多い。実際に中途視覚障がい者から「点字で書類を送られてきてもわからない」との相談を立て続けに2件ほど受けた。【相談】	【課題】 視覚障がい者に対する札幌市からの通知について。中途視覚障がい者への対応。 【考えられる課題解決策】 ○視覚障がい＝点字とせず、サービス申請時や手帳取得時に点字の習得について行政で確認、習得していない方へは電話やその他音声での情報提供をする。 ○SPコードがついていても、読み上げ機械を所持していない人がいるので、情報提供をしていく (例：認定調査時など) ⇒合理的配慮の観点から必要では？ ○ただし、上記の場合役所の職員自身が機械の情報をよくわかっていないので、勉強会を開くなど必要。 ○信頼する第三者 (ヘルパー？) が伝えていく等の転送システムを考える。	【課題整理済】 ○区役所の取扱い状況を確認 ・清田区では、点字送付希望者を名簿管理している。新たに希望する方がいれば登録をしていく。書類もすべてが点字になっているわけではなく、案内封筒に点字シールをはっているだけで、中身は普通の文書になっている。区役所では、すべて点字の文書を作るということまでは、時間的にも人力的にも困難な状況がある。提出期限が近づいたら電話をして随時確認。知的障がいの方にも電話連絡をして対応。 ・点字希望の名簿を別に作ってはいない区でも、個人台帳に点字希望と等と記載をして管理している。書類を送る時には、同じく点字シールを封筒にはって送っている。一般的に点字希望をしていない方に、点字シールをはって送るということはない。 ※区役所の部署ごとに個別的な対応はできているが、引き継ぎがされていないという場合もまれに見られるため、担当者が変わってもわかるように引き継ぎをし、担当者も確認するようにすることが必要。	・平成30年7月31日の運営会議にて新たに「情報保障」という課題カテゴリが設置された。 【令和2年度】 ・第35回全体会 (令和2年12月 書面会議) 全体会構成委員より、視覚障がいの方には封筒の表に区役所から届いているものと分かるように点字のテープ等を貼るなど工夫してもらいたい。との意見あり。 ⇒ (札幌市回答) 点字シール付き封筒希望者として事前に登録いただいている方に対しては、各区保健福祉課から郵送する際に、封筒に部署名等を記載した点字シールを貼付しております。 【令和5年度】 ・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策3に「情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実」が示されている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf	主：行政 副：情報 保証 の仕組み

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24)	重複障がい（肢体不自由・知的障がい）をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない。（東区7）	●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	【課題整理済】 第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。 ⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく ⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置 ※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会 子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。	【東区との意見交換結果】 ・重心の方も（地域生活を？）求めている。社会人としてどう成長していくのか？ということを考えている。 ・障がいの重い人の大人モデルにシンポジストとなってもらい、話をしてもらうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。 【参考】 ・平成30年度報酬改訂により、福祉型強化短期入所サービス費等を創設。 【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・令和元年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関わるプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議（R2年4月・書面会議）、第34回全体会（R2年5月・書面会議）にて行なった。 【令和2年度】 ・第34回全体会結果（R2.5.15） 重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うこととする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認19名、不承認3名。 ・協議会運営会議（R2.6月 書面会議） 運営会議の回答を受けて、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会（令和2年12月）へ報告書提出。 ・協議会運営会議（R3.3.24 リモート会議） 重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討。重複障がい者だけではなく、全体的に困り感のある重度障がい児者の課題について検討する場の設置に向けた議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。	主：身体 と知的の 重複障害

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24) つづき				【令和3年度】 ・第36回全体会結果（令和3年6月） 重症心身障がい児者、重度知的障がい、強度行動障がいのある方達の本人や周りで困っていることについて、各地域部会および専門部会から課題抽出を行うことについて承認される。各部会から課題を吸い上げたうえで、今後自立支援協議会でプロジェクト等の対応について考えていく。 ・第37回全体会結果（令和3年12月） 協議会運営会議にて、「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出依頼を行うことを確認、依頼実施している。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続出来そうなことは継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。 ※令和4年度以降の「重度障がいの方に関わる課題」については、No.111へ記載。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4)	・Aさん 重度訪問介護の支給量の問題。 2020年10月非定型の申請 元々720時間/月→775時間/月を希望した。 2021年5月31日に札幌市から結果の内示があり、720時間/月→690時間/月以下 (元々の支給量から約30時間減少) Aさんは、両手両足が全く自分の意思で動かすことができない 思い障がいを持っており、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても775時間/月が必要と判断し「個別状況調査票・週刊介護計画書」を作成して札幌市に提出しますが、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、以下の時間を削られた。 体位交換 (姿勢調整) 1回5分 水分補給 1回3分 その他、間接的な解除の時間数をすべて組み込んだとしても、約2.5時間となり、計画書で申請したものと2時間の乖離があるとして、結果として希望した775時間から85時間少ない690時間と判断されたため、申請を取り下げた。 Aさんと支援者は、札幌市が主張する夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」の考え方は、実感に全く合わないと感じている。 Aさんは、障がいからくる事情で、毎日の就寝時間は、かなり不規則であり、そこでおこる実際の介助もランダムで、常にヘルパーが付いていないくては、生活でいいことを相談支援専門員も認めているが、札幌市は判断を変えていない。 本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より減ることは、絶対に困るので、申請を取り下げて、元々の支給量を維持した。 【豊平区】	札幌市における、重度訪問介護の「非定型申請」に対する、支給量決定の運用に課題がある。 ・ヘルパーが滞在している時間帯のうち、「標準的な介護の実働時間」を積算することは、適切なのか。 ・重度訪問介護にしかない「見守り」とは、どういうものなのか。 必要な対応の提案 障害者総合支援法第1条の2にある基本理念にのっとり、次の①を基に②を行い、②にも役立つ③と④を行うことを提案します。特に③には、豊平区地域部会から数名の協力が可能です。①～④について、市域の取組と並行して、豊平区地域部会での取組も行いたいと考えています。 ①この課題は全市にまたがるものであり、各区での取り組み事例を収集するためのアンケート調査を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。 また、札幌市と以下の項目の統計を共有したい。(非定型支給決定のマイナス面だけでなく、プラス面も共有したい) ・各区の申し込み人数 ・各利用者の、元の支給量、希望支給量、結果の支給量について ・各利用者は、結果の支給量に納得しているか、困っていないか。 ②「非定型申請」が段階的に施行されて2年が経過したことで、支給量が不足して困っていた利用者が、どのように生活が改善されたのかなどを、相談支援専門員、支援事業者、障がい当事者、審査会委員などを交えて振り返りを行い、検証を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。	【課題整理済】 (令和4年9月29日運営会議) ・事業の良い点、悪い点はもちろんあると思うが、携わっている人が少ないという状況がある。 ・非定型支給決定については、「見守り」と「待機」の考え方についても課題提起されている。 ・命に関わる生活を支えていくことについての研修を札幌市全体として取組み関心を持ってもらえれば良いのではないかな。 ・提案にある聞き取り調査の内容などについては、精査が必要になるが、具体的な内容について進めていくことは良いのではないかな。 (令和4年11月17日運営会議) ・「重度の方への支給量が足りない」「ヘルパーが足りない」「重度障がいへの理解不足」という課題が多く聞かれるが、検討する話題を広げすぎると収集がつかなくなってしまう。話題は絞った方がよい。 ・プロジェクトチームのような課題検討する場を立ち上げることにについては、運営会議としては賛成。 ⇒プロジェクトチームを立ち上げるとしても、チームとして何を取り組んでいくかについては、もう少し具体的な整理が必要。 ⇒この課題について、障がい者プランへの提言をどのようにしていくのかも検討が必要。 ・重度障がいの方の検討の場を新たに設置し、また、課題については障がい者プランへの提言も行っていく。	【令和4年度】 ・第38回全体会結果 「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出については、令和4年9月の運営会議にて一旦、進捗確認することを共有。そのうえで抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうなことや運営会議で解決へむけての取組みを行うことについて検討していくことを確認。 ・第39回全体会結果 (令和4年12月8日) 「重度障がいの方に関わる課題」について、豊平区と東区の地域部会から課題が提出され、運営会議で課題整理、検討を行った結果。この課題についてプロジェクトチームの設置について進めていくことを運営会議から提案しし、承認された。さらに運営会議としては、具体的なプロジェクトの活動内容について検討し、次回 (令和5年度) の全体会で提案することを確認した。 ・運営会議結果 (令和5年3月16日) No. 41の記載と同様。 【令和5年度】 ・第40回全体会結果 (令和5年6月21日) 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームについて、活動目的、構成員、スケジュールなど全体的な内容含めて承認された。 ・第41回全体会結果 (令和5年12月5日) 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームの活動報告。地域生活全般に関するアンケートの実施。訪問視察、研修会の企画など今後予定している活動等について報告された。 【令和6年度】 ・第42回全体会 (令和6年6月26日) 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにおいて、令和5年度に実施したアンケート調査の結果整理を行っており、課題整理、解決方法について検討をしておくこと、重度身体障がい当事者の生活の視察、研修会へむけての動画作成を行っていることについて報告があった。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれ 誰が なに 何を いつ どのように	うんえいかいざ きゅう かだいせいり 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4) つづき		③札幌市の障がい福祉課や各区保健福祉課で支給決定に関わる方と、書面だけではなく、実際の利用者の生活を、相談支援専門員、支援事業者、審査会委員同席のもと、数件の訪問視察を実施してほしい。その際の利用者の選定には、豊平区地域部会からも数名の協力者を推薦いたします。 ④相談支援専門員、各区保健福祉課、障がい福祉課、審査会委員には、重度の障害を持つ方の介護の必要性について、よくわからないという方も多いため、利用者の実生活を知るための研修会を実施してほしい。その際には、豊平区地域部会も協力します。	・まずは非定型支給決定の課題だけに絞らず、広く重度身体障がいの方の地域生活の難しさについて、検討する場の設置を目指すこととする。 ※令和4年12月8日第39回全体会へ重度身体障がいの方の課題を検討する場を設置すること、重度身体障がいの課題と協議会での取り組みについて障がい者プランへの提言を行っていくことについて、提案をする。		

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
112 (R4)	Bさん 重度訪問介護の支給量の問題 2021年4月非定型の申請 元々450時間/月→760時間/月を希望した。 2022年1月に札幌市から結果の内示 720時間/月→570時間/月 (元々の支給量から120時間増加) Bさんは、重い障害を持っていて、歩行ができず、両手も細かい動きや正確な動きが難しく、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても常時ヘルパーさんがいないと生活できない事を認めているが、週1回の日中活動の時間は、ヘルパーが必要ないので、760時間/月で申請した。 日中活動は、コロナの影響や祝日のお休みがよくあるため、その分を多めに申請したが、札幌市はそういう要素は勘案しないとして支給量を算出した。 さらにBさんは、毎日ヘルパー2人体制で1時間の入浴をしているが、札幌市は確実に2人必要な部分のみ時間数として積算するとして、1時間のうち、 居間から浴室への移動1分 浴室から浴槽への移動1分 浴槽から居間への移動1分 合計3分をひと月分積算した時間しか認めないと言いました。 一般のアパートの浴室はバリアフリーではなく、狭い動線や浴室で、利用者もヘルパーも安全に入浴を行うためには、どうしても1時間の2人体制が必要なのです。 また、衣類着脱や濡れた体を拭く際も、2人で手早く手分けして行わなければ、利用者さんに風邪をひかせてしまうかもしれません。それを3分しか算定しないと、関係者の誰も理解できないと感じています。 札幌市が主張する、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、実働していない時間分を削るという取り扱いを、相談支援専門員も実態に合わないと言っているが、札幌市は認めようとしていない。 本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より増えることは、絶対に必要なので一旦札幌市の示した支給量で申請した。 【豊平区】	・No. 111の記載と同様	【課題整理済】 No. 111の見解と同様。	【令和4年度～令和6年度】 No. 111と同様。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
113 (R4)	〇さん 重度訪問介護の支給量の問題 2021年4月非定型の申請 元々450時間/月→760時間/月を希望した。 2022年2月に札幌市から結果の内示 450時間/月→690時間/月（元々の支給量から220時間増加） 〇さんは、両手両足が全く自分の意志で動かすことができない重い障害を持っており、意思疎通も難しいことはわからないことが多く、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても760h/月が必要と判断し「個別状況調査票・週間介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、札幌市は、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、実働していない時間分を削るという取り扱いで、希望の時間数は支給されなかった。 本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より増えることは、絶対に必要なので一旦札幌市の示した支給量で申請した。 【豊平区】	・No.111の記載と同様	【課題整理済】 No.111の見解と同様。	【令和4年度～令和6年度】 No.111と同様。	
114 (R4)	筋ジストロフィーで四肢麻痺により、寝返り、排泄、飲水等全ての生活面において介助が必要で、就寝中は鼻マスクの呼吸器を使用している女性。 重度訪問介護を利用し夜間中心の介助を受けていたが、日中も介助を受けたいと非定型を申請したところ、実際に介助を要する時間のみ支給量として認められて、申請した時間の一部が「待機」として支給量に算定されなかった。 女性は、450時間の支給を受けているが、夜間に常に介助が必要で30日計算で夜間（就寝）240時間を使うことになり、起床時間14時間の内7時間しか介助に入ることしかできないため、日中排泄を我慢するために水分を控えたり、食事を減らすなどして体調を崩すこともあった。必要なところに介助者がいて我慢することなく安心した生活を送れるようになりたい。 【東区】	【個別ニーズ】 夜間について、いつトイレに行きたくなるか、いつ鼻マスクがずれるか等、常に介助が必要になるか分からない時間は「待機」ではなく「見守り」として支給量に算定してほしい。 【部会の意見】 ・生活介護の利用も考えられるが、本人が希望していないことからその意思を尊重すべきではないか。 ・複雑な個別事案について対応する部署があるといいと思う。 【課題】 重度訪問介護の非定型による支給決定における「見守り」と判断する基準の明確化	【課題整理済】 ・No.111の見解と同様	【令和4年度～令和6年度】 No.111と同様。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
33 (H25)	相談支援事業所の数を増やしてほしい。また各事業所の相談員の数も増員して、もっと相談を行うことができるような環境にしてほしい。そのため相談支援事業所への補助（委託運営費）などを充実してほしい。（手稲区4）	● 相談支援事業所の充実	【課題整理済】	【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。また、委託相談支援事業改革推進プロジェクトとして検討した。 平成27年度から委託の相談支援事業所に増員等を開始。 ⇒常勤専任職員加算、有資格者加算の開始 【令和2年度～4年度】 ・障がい福祉課が各委託相談支援事業所をヒアリング訪問し、相談支援事業所の実情について確認し、札幌市の相談支援体制について検討を行っている。 【令和5年度】 ・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策5に「自立・相談の支援」が示され、個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備を施策の柱の一つとしている。 https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu2.pdf	主：相談支援事業